

地方との検討会における主な意見

職業安定法施行規則等の一部を改正する省令案及びその運用に関して「雇用対策における国と地方の連携の在り方検討会（※）」の場
で出された主な意見

※ 雇用対策における国と地方の連携の在り方検討会

第6次地方分権一括法（平成28年法律第47号）が平成28年5月20日に公布されたことを受け、その施行に向けて、同法で創設された地方版ハローワーク及び地方公共団体が国のハローワークを活用するための制度設計に地方団体（全国知事会、指定都市市長会、全国市長会、全国町村会等）の意見を十分に反映させるため、内閣府及び厚生労働省が共同して検討会を開催（第1回平成28年6月1日、第2回6月15日、第3回7月11日）。

【職業安定法施行規則及びその運用事項関係】

1 特定地方公共団体の通知事項

【省令事項】

- ・ 通知事項は必要最小限にすべき。（廃止する際の「廃止理由」は不要（省令案要綱第一の一の3の（二））など）

2 地方版ハローワークへの人的・財政的支援等

【運用事項】

- ・ 国と地方との人事交流、国からの職員派遣、研修講師の派遣等の人的支援を強化すること。また、人事交流対象役職や研修メニュー・受講対象者等を具体的に示すこと。
- ・ 地方版ハローワークに対する財政支援を検討すること（地方版ハローワークの人件費、初期経費、運営経費等への財政支援等）。
- ・ 地方版ハローワークで国の職員用端末を利用できるようにすること。地方公務員にも守秘義務があるため利用は可能ではないか。
- ・ 一体的実施が制度設計上担保され、その上で地方公共団体の意向により地方版ハローワークになったとしてもすぐに国が人員

や予算、設備を撤退しないこと

3 地方版ハローワークへの求人・求職情報の充実等

【省令事項】

- ・ 求職者の個人情報について、地方公共団体に提供すること（省令案要綱第一の三の1）。
- ・ 「特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報を適切に取り扱うことができないおそれがあると認めるときは、情報の提供を停止することができるものとする」（省令案要綱第一の三の3）の規定を削除すること。削除しない場合、「情報を適切に取り扱うことができないおそれ」について明確化すること。

【運用事項】

- ・ 求人・求職情報のオンライン提供の提供割合を向上させること。提供率を向上させるために、ネガティブチェック（提供に同意しない場合のみチェックさせる）方式をとること。
- ・ 求職情報のオンライン提供の一斉送信、住居地の公開等のシステム改修を検討すること。
- ・ 求人・求職情報のオンライン提供の詳細情報を提供すること（求人者が求めている年齢層の情報等）。
- ・ 地域で求人需要の高い産業・事業に関するデータを提供すること。

4 地方版ハローワーク業務の民間委託の在り方

【運用事項】

- ・ 業務の一部を民間委託する場合であっても、「ハローワーク」の愛称を用いることを可能とすること。

5 地方版ハローワークにおける雇用保険業務等の実施

【運用事項】

- ・ 地方版ハローワークで雇用保険業務等の実施を希望する場合に、管轄労働局がどのような対応を行い得るのか明らかにすること。

6 届出場所以外での地方版ハローワーク業務の実施

【運用事項】

- ・ 地方版ハローワークが、移住イベント会場など届出場所以外で、臨時的に職業紹介を行うことを可能とすること。

7 職業紹介事業報告書の提出

【運用事項】

- ・ 地方分権の趣旨に鑑み、地方版ハローワークに係る職業紹介事業報告書を廃止し、業務簡素化すること。

【雇用対策法施行規則及びその運用事項関係】

1 措置要請・雇用対策協定の範囲

【省令事項】

- ・ U I J ターン支援等の県域を越える措置要請や雇用対策協定締結も可能とすること（省令案要綱第二の二の1 及び2）。
- ・ 公共職業安定所の業務に関する事項以外についても雇用対策協定の締結を可能とすること（省令案要綱第二の二の1）。

【運用事項】

- ・ 措置要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たり行う意見聴取について、原則地方労働審議会で行うこととするのではなく、地方公共団体の長の意見を汲んで意見聴取者の選定を行えるよう柔軟に対応すること。

2 雇用対策協定の締結

【運用事項】

- ・ 雇用対策協定の具体的な内容について、例示をしてほしい。
- ・ 雇用対策協定に労働局長から地方公共団体の長に要請を行える旨の規定を盛り込むことについて、当該要請は法定化されておらず、原則盛り込む必要はないのではないか。

3 一体的実施施設の継続実施

【運用事項】

- ・ 一体的実施事業も重要であり、必ずしも地方版ハローワークへ移行するのではなく、一体的実施事業の継続も可能とすること。

4 ハローワーク特区協定に係る経過措置

【省令事項】

- ・ 現在、ハローワーク特区協定に基づき設置している施設が法施行後に廃止されることのないよう、省令で経過措置を設けること（省令案要綱第二の四及び第三の二）。

【その他】

【運用事項】

- 法律施行後も国と地方とで雇用対策を協議する場を設置すること。